

17 環境関係

ア リサイクル・廃棄物

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
拡大生産者責任等の推進 (環境省、経済産業省)	廃棄物の発生の抑制、リサイクルしやすい製品の生産等に係る拡大生産者責任につき、従来導入されていなかった分野について導入を図るとともに、既に導入されている分野については、その強化を図ることを検討し、所要の措置を講ずる。また、デポジット制の導入及び3Rの促進に関する規格や基準(環境JIS、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)の情報提供措置等)の早急な拡大についても検討し、所要の措置を講ずる。	逐次実施			(環境省) デポジット制度については、平成15年3月から、サッカー場やイベント会場などの閉鎖的な空間におけるリユースカップ回収に関する実証調査を引き続き行っているところである。グリーン購入法基本方針において、特定の化学物質の含有情報がウェブ等で確認できる製品であることを該当する品目の配慮事項に定めた。 (経済産業省) (品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドライン) 品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインは、事業者の自主的な取組を促進することを目的に、事業者が廃棄物処理・リサイクルとして取り組むべき事項を整理したものとして平成2年に作成された。 以来累次の改定を経る中で、対象品目・業種の拡大、取組内容の充実が図られてきたが、平成17年10月には、平成16年9月のガイドラインのフォローアップを踏まえ、その後1年間の3R対策の進捗状況と今後行う予定の事項について点検を行うとともに、目標値の見直しなどを行った。 (自動車用バッテリーリサイクル) 自動車用バッテリーリサイクル再構築に向け、産業構造審議会及び中央環境審議会において合同の検討会を設け、自動車用バッテリーを資源有効利用促進法の指定再資源化製品として指定すること等について平成17年12月に報告書の取りまとめを行った。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>(製品3Rシステム高度化) 製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品ごとの3Rシステムの高度化を図るために必要な措置について製品3Rシステム高度化ワーキング・グループにおいて検討を行い、平成17年8月に報告書の取りまとめを行い、資源有効利用促進法の改正を行った。</p> <p>(環境JIS) 環境JISの策定を推進すると共に、環境JISの活用状況把握するための調査を実施した。</p>	
医療機関から排出される廃棄物の適正処理のための制度改善(環境省)	感染性廃棄物以外の特別な配慮を必要とする廃棄物の取扱いについて検討し、所要の措置を講ずる。	措置			<p>(環境省) 注射針等鋭利な廃棄物の取扱いについては、「感染性廃棄物処理マニュアル」(平成16年3月)として通知を発出。 廃抗癌性腫瘍剤等の取扱いについては、「DNA廃棄物及び廃抗癌性腫瘍剤調査報告書」を公表(平成18年3月)。 【「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を改正(平成16年3月)】 【廃抗癌性腫瘍剤等の取扱いに関する調査報告書を公表(平成18年3月)】</p>	
一般廃棄物処理における民間参入の推進(環境省)	一般廃棄物の処理に関して、市町村に課せられている処理責任が十分果たされるよう留意しつつ、一般廃棄物の処理における民間委託、PFI手法の導入等を進めるための環境整備を図り、更に業務委託を拡大していく。	逐次実施			<p>(環境省) 平成17年度においては、PFI法に基づき整備された6施設に対して国庫補助を行った。また、平成17年度から創設した循環型社会形成推進交付金制度においてもPFI事業を交付対象とし、民間参入の推進を図っている。 【循環型社会形成推進交付金制度にPFI事業を交付対象にした(平成17年度)】</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
貨物駅等における産業廃棄物の積替え・保管に係る解釈の明確化(環境省)	貨物駅等において、一定の条件の下で産業廃棄物が密閉封印されたコンテナをトラックに載せ替える作業は「積替え・保管」には該当しないなど、法令上の「積替え・保管」に関する解釈を明確化する。	措置済				
汚泥の脱水施設に関する廃棄物処理法上の取扱いの明確化(環境省)	汚泥の脱水施設のうち、水処理施設と一体的に運転管理されるなど、独立した施設とはみなされない場合については、廃棄物処理法上の許可が必要な施設には含むものではないなど、当該施設に関する解釈を明確化する。	措置済				
再生利用認定制度の事務処理の迅速化(環境省)	再生利用認定制度に係る申請の手引きを作成するとともに、標準処理期間を設定する。	措置済				
廃棄物処理施設の設置・変更の許可申請手続きに伴う提出書類の簡素化(環境省)	廃棄物処理施設の設置・変更の許可に係る申請書類について、先行許可に係る許可証の提出をもって欠格要件に係る書類を代替できる措置が一層活用されるよう所要の措置を講じるとともに、同一申請者が同時に複数の処理施設の設置等の許可を申請する場合に申請書類の提出の簡素化を図るなど、所要の措置を講じる。	措置済				
企業の分社化等に対応した廃棄物処理法上の取扱いの見直し(環境省)	分社化等の企業経営の変化に対応して、排出事業者の補助者(排出事業者が廃棄物の処理を自ら行っているものとして許可の対象としない者)として認められる範囲について明確化する。	措置済				
「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化(環境省)	廃棄物に該当するか否かの判断に際して、輸送費の扱い等に係る解釈が都道府県等により異なるとの指摘を踏まえ、統一的な解釈を示す。	措置済				
硫酸ピッチの不法投棄に係る罰則の強化(環境省)	現行廃棄物処理法においても廃棄物の不法投棄については厳しい罰則を科しているが、これに加え、硫酸ピッチの不適正保管などの不適正処理について処罰の厳格化を図る。	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	【廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第40号)】					
容器包装リサイクル法の評価・検討 (財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)の施行後10年を経過した場合において、一部規定の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされているが、これを踏まえ、広く関係者からの要望等も含めて、関係省庁において評価・検討を行う。		検討		(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省) 中央環境審議会・産業構造審議会等において、関係団体等からのヒアリングを経て、容器包装リサイクル法の評価・検討を行ったところであり、各審議会等における結論を受けて、法律改正により対応が必要な事項について、第164回国会に容器包装リサイクル法の改正案を提出した。 【第164回国会に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出】	
一般廃棄物の処理の有料化や分別収集に関するガイドラインの作成(環境省)	一般廃棄物の削減に向け、排出抑制を行うために、現在各地方公共団体が個別に行っている一般廃棄物の処理の有料化についてガイドラインを示す。 そのガイドラインにおいては、手数料の料金設定や徴収の方法といった具体的な内容についても明記すべく検討を進める。 また有料化により不法投棄の増加が懸念されることから、不法投棄の更なる防止策についても検討し必要な措置を講ずる。さらに、一般廃棄物の適正処理、リサイクルを促進する観点から、各地方公共団体で異なる分別収集区分についても標準となるようなガイドラインを作成し示す。		検討	結論・措置	(環境省) 有料化、分別収集に関するガイドラインの作成のため具体的検討を進めている。	
災害廃棄物の迅速かつ適正な処理(環境省)	一般廃棄物のみを処理することを目的として国庫補助を受け整備した施設において、災害廃棄物である産業廃棄物を処理する場合の財産処分手続きの簡素化を具体的に検討し、措置する。	措置済				
産業廃棄物処理業の許可手続きの合理化(環境省)	産業廃棄物処理業の許可申請手続きに係る書類について、申請書を添付すべき書類の様式に関し、標準の様式を示し、その統一に努めるように再度通知を行う等の措置を行うことにより改めて周知する。		措置		(環境省) 平成18年3月に通知を発出した。 【「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					措置(廃棄物処理法の適用関係)について(平成18年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知環廃産発第060331001号)	
廃棄物を使用した試験研究に係る規制の明確化(環境省)	産業廃棄物の処理に関する試験研究を行う者が、営利を目的とせず試験研究に必要な最小限の量の産業廃棄物のみを取り扱う場合は、処理業の許可を要しないものとして取り扱っている。この取扱いの趣旨を徹底するため通知を行う等の措置を行うことにより周知する。		措置		(環境省) 平成18年3月に通知を发出した。 【「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(平成18年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知環廃産発第060331001号)】	
廃棄物処理法における「建設汚泥改良土」に関する取扱いの明確化(環境省)	建設汚泥から再生される建設汚泥改良土の取扱いについて廃棄物にあたるか否かの判断に係る解釈を明確化する。		措置		(環境省) 「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」(平成17年7月25日付、産業廃棄物課長通知)を发出済。 【「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」(平成17年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知環廃産発第050725002号)】	
廃棄物焼却炉からのダイオキシン類等排出実績報告の一本化(環境省)	ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第28条に基づき都道府県知事を行う報告・調査事項及び環境省が都道府県知事を通じて廃棄物処理事業者に求める報告・調査事項のうち、同じデータを記載する可能性のある部分について、書式の統一化等が可能であるか検討を行う。		検討開始		(環境省) 平成17年度から検討を開始し、重複する部分について、一方の調査において記載を省略する等の措置を平成18年度分調査の報告(平成19年度公表)から予定している。	
家電リサイクル法で規制される製品群に係る、廃棄物処理法上の保管数量制限の緩和(環境省)	特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)(平成10年法律第97号)で規制される製品群)については、引き続き引取状況の季節変動の実態把握を行い、必要に応じて見直しのための検討を行う。		逐次実施		(環境省) 引き続き引取状況の季節変動の実態把握を行うとともに、必要に応じて見直しのための検討を行う。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
自動車リサイクル法における盗難車両のリサイクル費用に関する取扱について(経済産業省、環境省)	自動車の盗難等の際のリサイクル料金の扱いについては、施行後の状況を見定めた上で、検討し、結論を得る。			検討、結論	(経済産業省、環境省) 自動車の盗難等の際のリサイクル料金の扱いについての検討を開始。 施行状況を見定めた上で、平成18年度中に結論を得る。	

イ 地球温暖化

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
温室効果ガスの発生削減 (環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、財務省、関係府省)	<p>下記により、総合的な対策を実施する。</p> <p>a 費用効果性の高い手法を用いるとともに、地球温暖化対策は、事業者に対して新事業のフロンティアをもたらすこともあることを念頭に置いて取組を進める。</p> <p>b 温室効果ガスの削減技術の導入に当たっては、導入促進の実効性を高めるため施策の裏打ちを行っていく。公共交通機関、共同輸送、高度道路交通システム(ITS: Intelligent Transport Systems)、食品廃棄物リサイクル等の他の政策目的から実施するいわゆる「ノンリグレット対策」について有効な場合はその導入を促進する。</p> <p>c 分野別には、交通体系のグリーン化、脱温暖化社会の構築に向けた都市・地域基盤社会整備、ライフスタイルの脱温暖化、非エネルギー起源の二酸化炭素、その他の温室効果ガスの排出削減対策を含む環境保全のための枠組みを推進する。</p> <p>d 効果的かつ効率的な温室効果ガスの排出削減のためには、自主的手法、規制的手法、経済的手法等、あらゆる政策手法の特徴</p>	逐次実施			<p>平成17年4月28日に京都議定書の6%削減約束の達成のため、京都議定書目標達成計画を閣議決定した。 同計画に基づき、様々な対策・施策を実施。</p> <p>(環境省)</p> <p>a 温暖化対策技術の効果的・効率的かつ大規模な普及に資する新たな温暖化対策ビジネスの起業を支援するための予算を17年度に引き続き18年度も措置</p> <p>(農林水産省)</p> <p>b セミナーの開催、パンフレットの配布等による食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の普及啓発を実施し、着実な施行を図っている。</p> <p>(環境省)</p> <p>c 平成17年6月、情報の公表・可視化による事業者等の自主的取組の促進等を図るため、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度を導入した(地球温暖化対策推進法の改正)。 また、平成18年には、国際排出量取引等の活用を通じて国際排出量取引等单位を取得することにより、京都議定書の</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	<p>を活かして、有機的に組み合わせるといふポリシーミックスの考え方がある。</p> <p>費用対効果の高い削減を実現するため、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導するという、いわゆる経済的手法があるが、税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、環境保全上の効果、マクロ経済・産業競争力等国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の論点について、地球環境保全上の効果が適切に確保されるよう国際的な連携に配慮しつつ、様々な場で引き続き総合的に検討する。</p> <p>e 太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一層の導入促進を図るため、より効率的・効果的な支援策の検討を行うとともに、技術革新の現状等を踏まえ、必要な環境整備等を一層推進する。</p> <p>f クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車について、普及を推進するとともに、低コスト化、性能面の向上に向けた技術開発等を推進する。</p> <p>g 技術開発を引き続き推進する。その際、産学官が適切な役割分担を図りながら、有機的・体系的に技術開発に取り組む。</p> <p>h 地球温暖化の防止や生態系の保全など森林の有する多面的機能を持続的に発揮されるよう、適切な森林整備・保全を進める。</p>				<p>約束を履行するための法制度を導入した(地球温暖化対策推進法の改正)。</p> <p>平成17年度から、地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス6%」の活動を開始し、「クール・ビズ」や「ウォーム・ビズ」を始めとする具体的な温暖化防止行動の実践を促す集中キャンペーンを実施した。平成18年度も「チーム・マイナス6%」の活動を中心に、経済界を始めとする各界と連携しながら、テレビ・新聞・雑誌・ラジオなどを有機的に用いた集中キャンペーンを実施し、国民一人ひとりの具体的な温室効果ガスの削減行動へ結びつけ、ライフスタイル・ワークスタイルを変革する。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>c 従来より、低公害車の開発・普及、交通流対策等の自動車交通対策やモーダルシフト・物流の効率化、公共交通機関の利用促進等の環境負荷の小さい交通体系の構築を推進している。また、上記運輸部門からのCO2の排出削減対策に加え、新たに以下のとおり横断的施策の取組みを強化している。</p> <p>グリーン物流パートナーシップ会議を通じた荷主と物流事業者の連携強化により、物流体系全体の環境負荷低減を促進。</p> <p>公共交通機関の利用を促進し、自家用自動車に過度に依存しないなど、環境的に持続可能な交通(E S T)の実現を目指す先導的な地域の取組に対して、関係省庁が連携して集中的に支援策を講じるE S Tモデル事業を推進。</p> <p>従来は省エネ法の対象外であった移動体排出源を対象範囲に含めることによって、運輸分野におけるエネルギーの使用の合理化に係る対策を促進。</p> <p>物流拠点の集約化や共同輸配送等による合理化に対して支援を行い、効率的で環境負荷の小さい物流の実現を促進。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>企業等交通サービスの需要サイドにおける取組みを促進するために、交通事業者、経済界、行政等による「公共交通利用推進等マネジメント協議会」を発足し、公共交通利用推進に関する具体的取組みを実施。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>c 民生部門の住宅・建築物分野においては、一定規模以上の住宅・建築物の大規模修繕時等における所管行政庁への省エネルギー措置の届出等を義務付け、省エネ法の改正(平成17年8月10日公布。平成18年4月1日施行予定)を行い、住宅・建築物分野における省エネルギー対策を促進。</p> <p>この他、下水污泥焼却の適正な温度管理(850)による一酸化二窒素対策、都市緑化等の推進による温室効果ガス吸収源対策を推進。</p> <p>(環境省)</p> <p>d 温室効果ガスの費用効率的な削減と取引等に係る知見・経験の蓄積を図るため、自ら定めた削減目標を達成しようとする企業に対して経済的なインセンティブを与えるとともに、排出枠の取引を活用する自主参加型の国内排出量取引を平成17年度から開始した。</p> <p>平成18年度も、新たな企業の参加を得て引き続き自主参加型の国内排出量取引を実施する。</p> <p>また、環境税については、平成17年4月に閣議決定された京都議定書目標達成計画において、「真摯に総合的な検討を進めていくべき課題」と位置付けられた。</p> <p>地球温暖化防止のための税制(環境税)とこれに関連する施策について検討を行い、平成18年度税制改正において、環境税を創設することを要望した。</p> <p>平成17年12月における自由民主党・公明党の税制改正大綱では、「環境税については、平成20年から京都議定書の</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>第一約束期間が始まる事を踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。」と位置づけられた。</p> <p>(環境省)</p> <p>e 地方公共団体による再生可能エネルギー等の率先導入に対する支援事業や民間事業者による地域に再生可能エネルギーを集中的に導入する事業などを予算措置しているほか、平成18年度は太陽光発電等の面的な導入促進を図る事業に必要な予算を措置。</p> <p>(内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)</p> <p>e バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、関係府省が連携し、官民一体となって、バイオマスの総合的な利活用を推進。平成18年3月31日に、バイオエタノール等のバイオマス輸送用燃料の利用を促進する等の観点から、新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定した。</p> <p>(環境省・経済産業省・国土交通省)</p> <p>f 平成13年5月、総理の指示による政府一般公用車の率先導入を推進。平成16年度末に政府の全ての一般公用車について、低公害車への切替えが完了。</p> <p>平成13年7月、「低公害車開発普及アクションプラン」を策定し、3省が連携して低公害車の開発・普及を促進。</p> <p>具体的には以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車グリーン税制等による低公害車・低燃費車の普及促進 	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体及び民間事業者等に対する低公害車の導入及び天然ガス等の燃料供給設備の設置に要する費用の一部補助や低利融資の実施 ・DME自動車等の次世代大型低公害車の技術開発や、燃料電池自動車の早期実用化に向けた技術開発、実証実験等を推進 ・平成17年3月、燃料電池自動車の安全・環境に係る基準を策定 ・低公害車フェア等普及啓発活動の実施 <p>(環境省)</p> <p>f 地方公共団体等の低公害車の率先導入を促進するため、平成18年度予算では8千5百万円を計上し、公営バスへの低公害車(電気、天然ガス、ハイブリッド)の導入や燃料供給設備の設置に対し補助するとともに、燃料電池自動車等の次世代低公害車を率先導入する自治体を支援するため、平成18年度予算で4千万円を計上し、リース費用の一部を補助しているところである。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>f 天然ガス自動車・電気自動車等クリーンエネルギー自動車の普及を促進するため、平成18年度予算で88億円を計上し、導入しようとする者に対して費用の一部を補助するとともに、燃料等供給設備を設置しようとする者に対し費用の一部を補助しているところ。</p> <p>(環境省)</p> <p>g 基盤的な技術開発と市場化に直結した技術開発を民間企業、大学等からの提案公募方式により行う予算を16年度から措置しており、18年度も引き続き措置した。また、国立環境研究所を主体とした民間企業等との共同体制で、風力発</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>電による電気やバイオマスから、燃料電池の燃料となる水素を製造する技術開発を15年度より実施している。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>g 太陽光発電、風力発電、燃料電池をはじめとした新エネルギーのコスト削減や性能向上、系統への影響緩和等のための技術開発等について産学官関係者が協力して、戦略的に取り組んでいる。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>h 京都議定書目標達成計画において温室効果ガス削減目標6%のうち3.9%を森林の二酸化炭素吸収量により達成するため、「地球温暖化防止森林吸収源10ヶ年対策」を策定し、健全な森林の整備・保全など総合的な取組を進めているところであり、具体的には平成17年度においては団地的な間伐の強化等を推進する「間伐等推進3ヶ年対策」等の施策を実施しているところ。</p> <p>【「京都議定書目標達成計画」を閣議決定(平成17年4月28日)】 【「地球温暖化対策の推進に関する法律一部改正(平成17年法律第61号)18年4月施行】 【第164回国会に「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を提出】 【第164回国会に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出】</p>	
ガスパイプラインの建設促進(国土交通省、	ガス管敷設に係る規制の在り方等については、安全の確保等を大前提とし、欧米の状況等も念頭に置きつつ、以下の具体的事項について検討し、所要の措置を講ずる。					

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		16年度	17年度	18年度		
経済産業省、農林水産省)	a 埋設深度について、2MPa以上の高圧で市街地の道路下に埋設する場合であっても、当該道路の舗装厚や他の埋設物との離隔距離等に係る一定の基準に照らし支障なき場合には、1.8mではなく1.2mで足りることとする。 【通知(平成16年10月1日付国道利第19号)】	措置済			(農林水産省) 実際上の必要が生じていないので実施していない。	
	b 公益特権を持つパイプライン事業者によるガスパイプライン海底敷設に係る公益特権の行使が想定され民間主体相互の交渉では漁業権等に係る調整ができない場合には、客観性・透明性が十分に確保されるように当該調整の在り方について検討を行う。	実際上の必要が生じた場合に検討				
地球温暖化対策推進のための天然ガス火力発電所に係る環境アセスメントの見直し (環境省、経済産業省)	a 天然ガス火力発電所建設の場合及び土地の改変を伴わずより環境負荷の少ない火力発電所を建設する場合に、環境影響評価の標準項目について省略することが可能となる条件及び標準手法が簡略化可能となる条件を提示する。	措置済			(経済産業省) 届出があった発電所に係る環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書に関する情報のうち、必要なものについて、逐次、原子力安全・保安院HPにより提供していく予定。 (環境省) 事業者が適切かつ効果的な環境アセスメントを行う上で参考となる技術手法の基本的な考え方と具体的内容をとりまとめ、技術ガイドとして出版している。平成18年1月には、窒素酸化物も含め、環境影響の調査・予測・評価手法等を「環境アセスメント技術ガイド 大気・水・土壌・環境負荷」としてとりまとめ、技術手法に関する知見の提供を進めている。	
	b 環境影響評価の事例の積み重ねの中で、窒素酸化物や気象に係るデータの蓄積を進め、事業者が利用しやすいような当該データの整備・提供を図るとともに、気象条件や地理的条件、発電所の煙突の高さ、ばい煙排出速度等を加味した事業者が利用しやすい技術手法に関する知見の集積や提供を進める。	逐次実施				

ウ ヒートアイランド

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
ヒートアイランド現象に係る調査研究に必要なデータの整備等 (環境省、国土交通省)	a ヒートアイランド現象に係る調査研究のために必要なデータの整備状況を把握し、研究機関などによる研究を一層促進させるため、ホームページなどを活用して、当該データを一元的に整理し、公表する。	措置済	逐次更新		(環境省) a 調査研究の報告書については、逐次ホームページにて公表している。また、報告書に掲載しているデータを含めヒートアイランドに関連する情報について、ホームページにて整理・公表している。 http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/index.html	
	b ヒートアイランド現象へのメカニズムを解明し、その対策を総合的に評価する手法の改良を一層促進する。その際には、大規模な埋立てによる海面等からの冷気の減少が隣接する大都市のヒートアイランド現象に与える影響についても調査研究する。	逐次実施			(環境省) b ヒートアイランドのメカニズム解明に向けて3大都市圏において気温等の観測を行っている。また、ヒートアイランド現象による環境への影響について調査を行っている。 (国土交通省) 詳細な気温や風の分布を再現できる都市気候モデルを用い、関東地方の夏季における気温分布や鉛直構造等を解析し、緑被率・人工排熱を変えたときの評価を行った。その結果を過去数10年間～100年間の平均気温、熱帯夜日数などの経年変化とともに報告書にまとめ、平成17年度末に公表した。 http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/himr/index.html	
都市形態及び地表面被覆の改善から見たヒートアイランド対策の推進 (国土交通省)	a 都市公園、公共空間の緑、民有の樹林地など、ヒートアイランド現象の緩和に資する都市の緑を総合的に確保する観点から、緑地の保全・緑化と都市公園の整備を総合的・一体的に推進する仕組みを整備する。 このうち、都市に残された貴重な緑を保全する制度については、これまで大きな役割を果たしてきた厳しい行為規制を課する緑地保全地区制度のほか、届出制により緑を保全する地域制度を創設するなどの拡充を図り、積極的かつ機動的な緑の確保を図る。また、首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)等に基づ	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	<p>く近郊緑地保全区域の新たな指定の促進を図るとともに、近郊緑地の保全管理策の充実・強化を図ることにより、都市における緑地の積極的な確保を推進する。</p> <p>さらに、民有地が過半を占める市街地の緑を増加させ、人工化された地表面被覆の改善を図るため、建築物の敷地や屋上に緑化を求める措置を導入する。</p> <p>また、都市公園の整備を進め、緑を確保するため、借地方式で整備する都市公園の活用を進めるとともに、貴重な都市空間を階層的に有効活用する観点から駐車場や店舗などと公園を立体的に整備するための制度を創設する。</p> <p>【都市緑地保全法等の一部を改正する法律】 (平成16年法律第109号)</p>					
	<p>b 自然環境の保全・再生・創出を総合的に考慮した水と緑のネットワークを形成するための施策等をまとめた「都市環境インフラのグランドデザイン」について、平成15年度に首都圏について取りまとめられるところであるが、近畿圏においても、自然環境の総点検を行うとともにグランドデザインの策定に取り組む。</p>	一部措置 済				
人工排熱の削減 (経済産業省、国土交通省、環境省)	<p>空調システム、電気機器、自動車などの人間活動から排出される人工排熱を削減するため、当該エネルギー消費機器等の高効率化、建物の断熱・緑化、未利用エネルギー・自然エネルギーの利用といった対策の導入を促進する。</p>	逐次実施			<p>(環境省) ヒートアイランド対策大綱に記載して、各種対策の導入を促進している。</p> <p>(経済産業省) 省エネルギー及び新エネルギーの技術開発や導入促進に対する支援を実施した。</p> <p>(国土交通省) 省エネ法を改正(平成17年法律第93号)し、一定規模以上の住宅・建築物の大規模修繕時等における所管行政庁への省エネルギー措置の届出等を新たに義務付けるとともに、引き続き融資や補助による誘導等を実施することにより、建物の断熱・緑化を推進している。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
人工化された地表面被覆の改善 (国土交通省、環境省)	建物やアスファルト舗装などによって地表面が覆われることによる蒸発散作用の減少や地表面の高温化を防ぐため、公園・緑地の整備、街路空間の緑化等による緑の確保、屋上・壁面緑化、水面の設置などの対策の導入を促進する。	逐次実施			(環境省) ヒートアイランド対策大綱に記載して、各種対策の導入を促進している。	
ヒートアイランド対策に係る大綱の進捗状況の検証等 (環境省、国土交通省、関係府省)	ヒートアイランド対策関係府省連絡会議は、平成15年度策定のヒートアイランド対策に係る大綱に盛り込まれた対策の進捗状況について検証する。さらに、ヒートアイランド現象のメカニズムの解明、技術開発や対策手法の高度化の状況等を踏まえて、必要に応じ、大綱の見直しを柔軟に実施する。	逐次実施			(環境省、国土交通省、関係府省) 平成17年7月に開催したヒートアイランド対策関係府省連絡会議において、ヒートアイランド対策大綱に盛り込まれた対策の進捗状況についての点検結果をとりまとめた。 【「ヒートアイランド対策大綱 第1回 対策の進捗状況の点検」をとりまとめた(平成17年7月 ヒートアイランド対策関係府省連絡会議)】	
地方公共団体におけるヒートアイランド対策の推進 (環境省、国土交通省、関係府省)	国、関係地方公共団体などによる協議会を設置するなど、関係者間の十分な連携を図るとともに、大綱に基づき、ヒートアイランド現象が顕著な地方公共団体においてもヒートアイランド対策に係る計画の策定を促進する。	逐次実施			(環境省、国土交通省、関係府省) 東京都、大阪府などの地方公共団体と連携を密にし、ヒートアイランド対策に関する情報の共有を図るとともに、ヒートアイランド対策の推進について支援している。	

エ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し (環境省)	平成17年度に、スクリー式圧縮機を含む現時点での規制対象となっている全ての圧縮機に関する実態把握調査を全国規模で実施し、検討し得るデータを蓄積し、平成18年度に検討会を設置して検討を行う。			検討	(環境省) 平成17年度に環境省と地方公共団体においてスクリー式圧縮機に係る騒音・振動データの収集を行った。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
工業団地内における騒音規制の解釈の明確化 (環境省)	騒音規制法(昭和43年法律第98号)に基づく地域指定や測定等の趣旨について必ずしも十分な意識の統一がなされていないおそれがあるので、技術的な助言として、その趣旨を広く地方公共団体に対し明らかにする。	措置済				
鳥獣捕獲許可手続きの一部簡素化 (環境省)	鳥獣捕獲の許可事由の内、許可期間を長期間としても鳥獣の保護管理上問題がないものについては、生息状況に変化があった時は許可を取り消すこと等を条件に、許可期間を長期間とすることについて検討し、措置する。		措置		(環境省) 鳥獣の捕獲許可の事由のうち、許可期間を長期間としても鳥獣の保護管理上問題のないものについては、生息状況の変化に対応するため、捕獲個体数の定期的報告を求めること等を条件に、複数年にわたる許可が可能となるよう通知を发出。 【「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項に基づく鳥獣の狩猟許可事務について(平成18年環境省自然環境局野生生物課長通知環自野発第060331002号)】	
ディーゼル排出微粒子の環境基準の設定 (環境省)	粒径2.5μm以下の微小粒子状物質(いわゆるPM2.5)の健康影響については、平成11年度から「微小粒子状物質等の曝露影響調査研究」を実施し、健康影響に係る知見の収集・充実を図るとともに、平成13年度から平成18年度を目途に全国的な長期疫学調査を実施している。環境基準の設定については、当該結果及び諸外国の知見や規制に関する動向等をも踏まえつつ、その必要性も含めて検討を行う。			平成18年度までの調査研究等を踏まえ検討	(環境省) 「微小粒子状物質等の曝露影響調査研究」を継続実施している。	
外来生物法に基づくヌートリアの防除における狩猟免許の不要な場合の明確化 (環境省)	外来生物法に基づくヌートリアの防除は、使用する猟具に係る狩猟免許を有する者が実施することが原則であるが、その例外として、狩猟免許を所持しない者が外来生物法に基づくヌートリアの防除を実施できる場合について、使用猟具、使用場所、実施すべき措置等が明確になるよう措置する。		措置		(環境省) ミュオカストル・コイプス(ヌートリア)の防除に関する公示に基づく防除についての通知を发出。 【「ミュオカストル・コイプス(ヌートリア)の防除に関する公示に基づく防除の内容について(平成18年環境省自然環境局野生生物課長通知環自野発第060331001号)】	